

個人情報の越境移転について

「外国証券口座約款」第 33 条に基づき、同約款の定める場合に限り、お客様に関する情報を、外国の監督当局、その他の同約款に定めるものに提供することがあります。

将来にわたりお取引いただく金融商品・サービスの内容が未定であるため、事前に提供先を特定することはできませんが、提供の可能性のある外国の名称および当該国における個人情報保護制度について以下の通り情報提供いたします。

- ① 提供の可能性のある当該国の名称：米国
- ② 当該国における個人情報保護制度に関する情報
個人情報保護委員会が公表している米国における個人情報の保護に関する制度
⇒https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf